事務局長　おはようございます。
委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、また寒い中、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。
先月の総会は、私、コロナの濃厚接触者となりましたため欠席しまして大変申し訳ございませんでした。幸い発熱等の症状が全くありませんでしたので、５日間の自宅待機中に体調に変化はございませんでした。大変ご迷惑をおかけしました。
本日、欠席の届出が、７番、伊藤裕樹委員、１２番、佐藤敏光委員、１３番、髙橋勝範委員から出ております。また、２３番、信田浩則委員はまだ見えていませんが、これからいらっしゃるものと思います。
本日は、総会終了後に秋田県農業会議さんから、女性農業委員登用に向けた研修会の時間を設けておりますので、スムーズな議事の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第３２回大仙市農業委員会総会を開催します。

（午前１０時　開会）

事務局長　初めに、細谷会長からご挨拶をいただきます。

（会長挨拶）

事務局長　ありがとうございました。
会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２０名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
次に、前回１１月９日の総会から本日までの主な業務につきましてご報告させていただきます。
お手元に配付しております第３２回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、１１月９日ですが、第３１回農業委員会総会を委員２１名、推進委員３名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
１１月１１日には、県南地区農業委員会会長会視察研修が開催され、会長が出席されております。視察先ですが、岩手県北上市の西部開発農産を見学しております。
１１月２５日には、第３回役員会を大曲プラザたつみで開催しております。協議事項については、その他のところでご報告させていただきます。
１１月３０日には、農業者年金加入推進セミナーが東京都の銀座ブロッサム中央会館で開催され、会長と私が出席しております。また、セミナー終了後は、会場をホテルモントレ半蔵門に移し、県選出国会議員への要請活動を行っております。
翌１２月１日には、全国農業委員会会長代表者集会が、同じく銀座ブロッサム中央会館で開催され、会長と私が出席しております。
その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　本日の会議を開会します。
はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　異議なしと認め、１番、菅原廣太郎委員、２番、玉井慎太郎委員の両名を議事録署

	名委員に指名いたします。
議　長	議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局長	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和４年１２月８日提出 大仙市農業委員会　会長　細谷精悦
議　長	事務局の説明を求めます。
参　与	

４ページ、７番、８番をご覧ください。
交換の案件のために関連がありますので、併せてご説明をいたします。
農地の所在は、７番が、土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇〇平方メートルです。８番については、土川〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、〇〇〇〇〇平方メートルです。
申請人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７３歳になります。
申請理由につきましては、申請人のお二人は大野地区で多くの農地を耕作しておりますが、農地の交換により、自作地を集約するものになります。
今回の申請地につきましては、お互いの借地から離れていることから、交換により、これを解消して、効率的に農作業を行いたいとの申出があったもので、面積に違いがありますが、圃場の条件等を考慮の上、双方同意の上、申請するものです。
続きまして、４ページ、５ページ、９番をご覧ください。
農地の所在は、神宮寺〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、外、田５筆、計６筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
賃貸借の案件です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、７４歳です。
借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん、２４歳です。
設定期間につきましては１０年、１０アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇円です。
申請理由につきましては、貸付人の〇〇さんは、県外に住んでいることから、これまで地元の方に耕作をお願いしておりましたが、高齢を理由に離農したいとの申出があり、今回、新たに〇〇〇さんが借り受けるものです。
借受人である〇〇〇さんは、現在、新規就農者研修施設で来年度からの就農に向けて勉強している方になりますが、主に花卉として、ケイトウやリンドウの栽培を予定していると伺っております。

６ページ、１２番をご覧ください。
農地の所在は、協和上淀川〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑、面積が〇〇〇平方メートル、外、畑２筆、合計、畑３筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６７歳。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６７歳です。
申請理由といたしまして、譲渡人の〇〇さんは、相続により農地を所有しましたが、現在、〇〇〇に住んでおります。〇〇さんは、これまで農業をしたことがなく、また、今後も耕作する予定がないことから、以前より申請農地の管理をお願いしていた、親類でもある〇〇さんに贈与をしたい旨を伝え、承諾を得て申請に至ったものです。

続きまして、１８ページ、１９ページの２３番の説明になります。
農地の所在は、大仙市太田町駒場〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、

田４筆、計５筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６８歳です。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、６７歳です。
売買価格は、１０アール当たり〇〇〇円、総額で〇〇〇〇〇〇〇〇〇円です。
申出理由といたしまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、生活資金捻出のため農地の処分を考えておりました。譲受人の〇〇〇〇さんは、昨年まで営農しておりましたが、耕作する農地が自宅から遠いこともあり、今年から利用権の設定を行っておりました。このたび、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ売買の相談があり、申請農地が自宅に近い場所であり、次年度から営農を再開するめどが立ったため、〇〇さんが売買に応じてくれたものになります。

議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました５件のほかに、有償所有権移転５件、交換４件、賃貸借権設定の新規１件、使用賃貸借権設定の更新８件がございます。
２０ページ、２１ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。
農地法第３条第２項各号には該当しない旨記載したもので、結果、許可要件を満たしているものと考えます。
よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局長　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和４年１２月８日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

２２ページ、１番を説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料１及び２ページをご覧ください。
農地の場所は、大仙市高梨〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さん。
譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。
転用理由といたしまして、譲受人は、現在、アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭

になったことから、申請地に住宅の建築を計画したものです。
なお、この後説明いたしますが、２番案件の譲受会社である○○○○が仲介の上、住宅の建築をする予定と伺っております。
売買金額は、総額で○○○○円、１平方メートル当たりに割り返しますと、約○○○○○円です。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地などに囲まれた小規模な農地であることから、農地法第５条第２項第２号に規定される第２種農地に区分されると考えられます。また、第１種農地の許可基準である農地法施行規則第３３条第４号により、この一般住宅は、日常生活上、必要な施設で、集落に接続して設置されることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
続きまして、２番を説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、同様に、資料１ページ及び２ページをご覧ください。
農地の所在は、大仙市高梨○○○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○さんになります。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、○○○○○、○○○○さんです。
転用理由といたしまして、譲受会社は、建築不動産業を営んでいますが、事業拡大と販売促進のため、会社に近い申請地に住宅展示場の建築を計画したものです。
なお、申請地は、１番案件の隣接地となっておりますが、両者ともに、必要以上の土地を取得したくないとの意向もあり、○○○○が適宜仲介の上、今回の申請に至ったものです。
また、転用施設であります住宅展示場については、あまり申請のない案件であることから、事前に関係法令や他町村の事例等を調べましたが、事業の用に供されるものであることから、問題ないことを確認しております。
売買価格は、総額で○○○○円、１平方メートル当たりに割り返しますと、約○○○○○円です。
農地転用における許可基準につきましては、１番案件の隣接地でありますので同様ですが、この案件は、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、立地基準を満たしているものと判断いたします。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。
続きまして、３番を説明いたします。
位置図及び平面図につきましては、資料３ページ及び４ページをご覧ください。
農地の所在は、大仙市福田○○○○○○、地目は田、面積○○○平方メートル、１筆です。
売買による所有権移転です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。
譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○さんです。
転用理由といたしまして、譲受人は、申請地の近隣にある○○○○○○○○○○○○○をしていますが、事業の拡大により、隣接地と併せて展示車両等の車両置場の設置を計画したものになります。
売買金額は、総額で○○○円、１平方メートル当たりに割り返しますと、約○○○円です。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地の周辺は、隣接地に横堀小学校があるなど住宅化が進んでいることから、農地法施行規則第４５条及び第４６条に規定される第２種農地に分類されると考えられます。また、この車両置場は、集落に接続して設置されることから、第１種農地の許可基準にある農地法施行規則第３３条第４項に該当することから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議　長	事務局の説明が終わりました。 これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。 案件１番、２番についてお願いします。
本間委員	４番、本間です。

１１月３０日、現地調査に事務局と一緒に行ってまいりました。
現場を見た結果、何ら問題がないということで、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございました。
案件３番についてお願いします。

小松委員　６番、小松です。
昨日ですけれども、推進委員と事務局と現場調査、確認してまいりました。
住宅地の一角に挟まった農地ということでありますけれども、事務局の説明のとおり、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議　長　ありがとうございます。

事務局長　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　次に、議案第３号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和４年１２月８日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局の説明を求めます。

参　与

２７ページ、１１番をご説明します。
所有権を移転する農地は、清水〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル、外、田１筆、計２筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。
所有権を移転する方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
所有権の移転を受ける方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
売買価格は、総額〇〇円で、１０アール当たりに割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。
売買価格が低く設定されておりますが、不整形で水利条件もよくないため、〇〇さんからこの金額の提示がありました。
申出理由といたしまして、〇〇〇〇さんは、自身も高齢であり、今後耕作することができないこと

から、○○○○さんと賃貸借契約をしている○○○○○○の田と、自作地の○○○○○○も処分したいと○○○○さんに申出て、○○さんがこれに応じてくれたものです。

３８ページ、３２番から５５ページ、６７番まで関連がありますので、一括で説明いたします。
利用権を設定する農地は、北楢岡○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○平方メートル、外、田１２５筆、合計面積○○○○○○平方メートルです。
新規の賃貸借権の設定です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、６５歳、外３４名。
利用権の設定を受ける方は、３２番から５５番までの田７０筆、面積○○○○○○○○平方メートルは、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、７８歳、５６番から６４番までの田２５筆、合計面積○○○○○○○平方メートルは、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７９歳、６５番から６７番までの田３０筆、合計面積○○○○○○○平方メートルは、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、５７歳の３名です。
設定期間は、○○さんと○○さんが借り受ける農地が５年、○○さんが借り受ける農地が３年で、賃借料は、１０アール当たり○○円から使用貸借となっております。
申請理由といたしまして、当該農地は、これまで○○○○○○○○○○が耕作しておりましたが、法人役員である○○さんが、今年末の退任を申出たことから、代表である○○さんが、設立当初の出資金の精算のため税理士に相談したところ、法人を解散し、個々に耕作したほうがよいとの指導を受け、県の仙北地域振興局農林部と市農林部局で協議し、今年１２月末で法人の解散をすることとなったことから、来年以降は、法人代表の○○さん、法人役員の○○さんが個人で借受け、一部を近隣を耕作する○○さんが新たに借受けすることとなったものです。
なお、一部賃借料が低く設定されている農地がありますが、形状が不定形であることや水利条件が悪いことなどの圃場の条件によるものでございます。

５６ページ、６９番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、土川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○平方メートル、外、田５筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
新規の利用権の設定です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、８５歳。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、６７歳です。
設定期間は５年、賃借料は、総数で米○○○俵です。
申請理由といたしまして、○○○さんは、高齢のため経営規模の縮小を希望し、耕作してくれる人を探していたところ、近隣で耕作している○○さんが引き受けてくれたものです。
賃貸借料が低く設定されておりますが、貸主の○○○さんから飯米分でよいという申出を、借手の○○さんが了承したものです。

続きまして、８７ページの１２４番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、外、田５筆、計６筆、合計面積○○○○○○○平方メートルです。
設定期間満了による利用権の更新です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、９６歳です。
利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、７９歳です。
設定期間は３年、賃借料は、１０アール当たり○○○○○円です。
当該農地は、不整形であり、周囲を山林に囲まれており日当たりが悪いため、賃借料が１０アール当たり○○○○○円と低く設定されております。
続きまして、８９ページの１２７番についてご説明いたします。
利用権を設定する農地は、大仙市南外○○○○○○○○○○○、地目は田、面積は○○○○○平方メートル、外、田３筆、計４筆、合計面積○○○○○平方メートルです。
設定期間満了における利用権の更新です。
利用権の設定をする方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、９０歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、５４歳です。
設定期間は３年、賃借料は、○○○○○○○○○○は、１０アール当たり○○○○○円です。外３筆は、１０アール当たり○○○円です。
賃借料が低い理由は、更新に際して、貸主の○○さんから、これからは使用貸借でよいという申出がありましたが、借主の○○さんがこの金額を提示して、了承したものです。

私から、その他の案件についてご説明させていただきます。
議案第３号、案件１番から１０番、１２番から３１番、６８番、７０番から１２３番、１２５番から１２６番、１２８番から１４０番につきましては、ただいま説明いたしました４０件のほかに、所有権移転２１件、賃貸借権設定の新規３７件及び更新４２件がございます。
今回の所有権移転における田の売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○円から○○○○○○○○円と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。
次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますが、説明案件を除き、１０アール当たり○○○○○円から○○○○○○○円と幅がございます。これにつきましても、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　ないようですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本案件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　本日の日程は全て終了しました。
その他について、事務局のほうから何かございませんか。

事務局長　私から、皆様にお渡ししております議案書の情報の取扱いについて一言申し上げます。
議案書には、農地の所有者、賃借人等の氏名、年齢、住所、経営面積、売買価格、賃貸借金額等の情報が記載されており、法人報告書にも、経営面積や売上価格等の情報が記載されております。
農業委員、推進委員の皆様には、以前は守秘義務は課されていませんでしたが、平成２５年の農地法改正により、個人情報が大量に含まれる農地台帳の作成が農業委員会に義務づけされたことから、委員、推進委員について、秘密保持義務が課せられることとなりました。
この対象として、具体的には、農地台帳の公表事項ではない農地所有者及び賃借人等の住所、賃借等の金額、その他職務上知り得た秘密が該当します。逆に、公表できる事項は何かと言いますと、農地の地目や面積、貸し借りなどの情報となっております。
以上のことから、個人を特定する情報や金額に係る部分については、特に慎重にお取扱いいただき、外部に漏らすことのないようご配慮をお願いいたします。
なお、今回、法人報告の案件がございませんでしたが、ただいまお話ししました個

人情報等の観点から外したものではなく、偶然１件も報告書の提出がなかったことによるものです。
今後も、提出があればお示ししますので、取扱いにはくれぐれもご注意くださるようお願いいたします。
私からは以上です。

議　長　　そのほかに。

参　与　　私のほうから、１１月２５日に開催された役員会でご協議いただきました内容について、幾つかご説明させていただきます。
まず、市議会議員との意見交換会についてご説明いたします。
皆さんもご存じのとおり、来年１月１２日に市議会議員との意見交換会を実施する予定となっております。
そこで、先日、市議会議員の方々へ聞いてみたいこと、また、意見や要望等がございましたら質問用紙に記入していただいて事務局へ提出してくださいとお願いしましたところ、６件の提出がございました。
その後、役員会を開催しまして、提出のあった質問用紙をどのような形にして議会事務局へ送付したらよいか、また、意見交換会はどのような形式で進めたらよいかについてご協議いただきました。
その結果、提出がありました６件の質問用紙を、ほぼ原文のまま使用し要請書という形にまとめ上げ、事前に議会事務局へ送付するという形に決定しました。
したがいまして、意見交換会時には市議会議員の皆様方が事前に渡されてある要請書に対して所感を述べるという形となります。
また、意見交換会時の総合司会、総合進行役には、渡邊敏雄農地専門委員長に決定いたしました。
意見交換会時に出席を予定している市議会議員の方々は、お配りしました大仙市議会構成表に記載されております産業建設常任委員会の８名の方々でございます。
なお、その他の詳細につきましては、今後、議会事務局と調整を取りながら、準備を進めていく予定でございます。
続いて、意見交換会終了後の新春懇談会についてですが、前回、３年前とほぼ同様な形で実施することと決定されましたのでご了解願います。
なお、新春懇談会に来賓としてお越しいただく方は、市長、副市長、農林部長、大仙市議会正副議長、産業建設常任委員会の８名を予定しております。
続いて、次期改選についてご説明いたします。
皆さんご存じのとおり、現在の農業委員並びに推進委員の皆様方の任期が、来年７月３０日をもって満了となります。
そこで、次期改選をどのような形で実施するか、役員会で募集要綱案をご確認の上、ご協議をいただきました。
その結果、前回の改選時とほぼ同じ形で実施することに決定されました。
募集要綱につきましては、今月の市長決裁を受けた後、１月総会で皆様に提示させていただきます。
また、次期改選時に関連して、女性農業委員の登用についてもご協議いただきました。
その結果、様々な意見が出されて、前向きに検討することとなりました。
なお、その他の詳細につきましては、決まり次第、お知らせいたします。
私からは以上です。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
田村委員。

田村委員　　１４番、田村です。
お願いがちょっとありまして、この後でしょうけれども、農地委員会、農政委員会が多分あると思うんですけれども、今の農業情勢を踏まえて、肥料、農薬の高騰、それから培土は、この前１．７倍ぐらいになっていました。機械も、私のところなんですけれども、コンバインをちょっと直すだけで６５万、キャタは２本交換するだけで５０万は必要ですので、経費ちょっと、すごく今、情勢がどんどん変わってきているわけですので、農地の委員会で話し合う時間もなかったという話になっています。
それで、できるならば一人一人から意見ちょっと聞いて、現状も踏まえて、今の情勢に合ったというか、そういうふうな話合いを持ってほしいというふうに思います。よろしくお願いしたいと思います。
今から考えていないと、多分なかなかできないでしょうから、よろしくお願いしたいと思います。
以上です。

事務局長　　分かりました。この後の農地・農政委員会のほうで検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

田村委員　　時間内に必ず終わるとかじゃなくて、いろんな人の今の現状を踏まえて、全員から意見を聞くぐらいの時間を設けてほしいなというふうに思っています。
特に、作業料金ですね。これは、どこをどういうふうにして、どれぐらい上がるかちょっと分からないんですけれども、これをただに、どうですかね。今の機械代、肥料代、どういう計算になるか分からないんですけれども、上がった分だけでも転嫁するかどうか分からないんですけれども、それは今から一人一人が考えていないとなかなか難しいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。
あともう一ついいですか。
時間的にはどんな感じですか。

事務局長　　次の方が待っておられますので。

田村委員　　分かりました。じゃ、まず今度やります。お願いします。

事務局長　　今の田村委員の意見については、後ほど協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　ほかにありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第３２回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前１０時４７分　閉会）